

【実店舗での対面購入に抵抗のある方の声】

コメント
以前、店頭で買うのが恥ずかしいような商品をネットで注文したことがあって、その時ほどネット販売の有り難味を感じた事はありませんでした……。ネットで医薬品を買えなくなるのは困ります。
妊娠検査薬や排卵検査薬は薬局で買うのがはずかしいと妻が言っていて、インターネットを利用して購入しています。販売されている薬は正しく使用すれば、人に害をまるで与えないものなので、ネット販売を規制するのはおかしいと思います。
やはり、水虫薬は買うのがちょっと恥ずかしいものです。通販で購入できないのは精神的苦痛をとまいます。購入できる医薬品の見直しをお願いします。
薄毛の薬を使っています。薬事法施行規則改正により、ネットでの購入が出来なくなるかも。と、聞きショックです。ただでさえ、薄毛の薬は対面購入では恥ずかしく買い難いと思うし、それを定期的に、ましてや田舎でお店に足を伸ばすのは、もっと恥ずかしい。プライバシーの侵害にも感じます。定期的にも使えなくなってしまいそう…。
人前で買うのが恥ずかしい薬があります><。妊娠検査薬やその他お尻に関係する商品など。。私は女ですが、薬局などのレジの店員さんが男の人だったら余計に恥ずかしくて買えません。。その結果、買えないまま月日が経ち、状態が悪化や発見の遅れが出たらどうなるのでしょうか？また、外に出れない人もいます。お願いですから…存続を希望します。。
私は酷い便秘症で下剤がかかせません。近所の薬局は男性の薬剤師が多く、いつも下剤ばかり買うのは女性としてはかなり恥ずかしいものです。人には諸事情により対面販売を避けて購入したい薬品も多々あることを理解してほしいです。
薬局では店員さんなどの後ろにあって自分では取れないが、薬の名前を店頭で言うのもちょっと恥ずかしいというようなモノはインターネットで買っています。普通に取れる場所にあってもモノによってはその場に立ち止まりよくよく内容を読んだりということも恥ずかしいかなと思うこともあります。でもやっぱり効能・使用方法などはきちんと読んで納得してから買いたいものです。また仕事が終わる時間には薬局も閉まる……。ということもよくあるのでインターネットで買えなくなると色々困ります。

【その他の方の声】

コメント
医薬品全般の規制ではなく、医薬品の種類によって規制するべきであると思います。これでは郵政民営化と同じで本当のサービスを受けられなくなる方もいらっしゃることも厚労省は知るべきです。本当の国民への痛みの押し付けではなくサービスをお願いしたいです！！
「コンビニでは販売できて、ネットではいけない」という理由のひとつに「対面販売ではないから」というのがありますが、そもそも、これって対面する相手が薬剤師さんだからこそ意味を成すものだったんじゃないですか？コンビニの店員さんて普通「薬剤師免許」なんて持ってませんよね？その方達から買える(販売出来る)のなら、特に対面販売ではなくてはいけない理由がありません。よって、ネットでの非対面販売になんの不都合も生じないと思いますか・・・？いかがなものでしょうか？
大半の買い物はネットでしています。薬もそうです。買えなくなるのは困ります。
コンビニのアルバイト店員から買うよりネットの方がよっぽど用法も詳しく書いてあり、ショップスタッフの人にメールをすれば返事もくれるので絶対ネット方が利便性も含め良い点が多いと思います。
現在、私の住む郊外の薬屋さんはスーパーマーケット的に食品も扱っており薬も食品も同じかごに入れて集中レジで清算というところが多いんです。大根やウィンナーと一緒に薬を購入したくない！近所の方がパートでレジ打ちをしている所で薬を買いたくない！！大きなお店の中で相談できる人を探し出す事もできない・・・それが現状です。ネットのほうが説明も丁寧ですし個別にメールで質問もできます。ネット販売の存続をお願いします。
社会的な混乱をきたすと思います。そもそも、対面して薬を買ったとしても、安全は保障されないはず。それよりも、好きな時間に、配達が可能。薬を自由に検討し、購入する権利を保障すべき。この時代に、どんどん不便になるなんておかしすぎる。
ネット販売であってもホームページ上で詳しく商品説明(副作用も含む)を載せ、メールでも購入相談を受け付けるようにしていれば特に問題は無いと思います。実際、対面販売より細かく商品比較が出来ます。欲しい商品を扱っている実店舗が近所に無いので禁止されてしまうと非常に不便です。
長年愛用してい塗り薬を売っていたお店が閉店した後ネットで購入しています。出来なくなると困ります。また、足の悪い祖母に頼

まれても、簡単に送る事も出来なくなってしまいます。問題はあると思いますが、注意等を強調して販売は続けていただきたいです。

薬剤師の卵ですがこれはないと思いますこの日本にドラッグストアのない所なんてザラです。長い時間かけてお店に行ったとしても¥¥¥n 自分に合う欲しい薬がそこにあるとは限りません。無い薬の注文が出来たとしてもまず喜ばれません。嫌がられます、いつ届くのかも何週間かかるのかも不確かです。ネットで頼む方が何倍も確実で早いのです。そして皆が良い薬剤師さんばかりではありません。自分もこの間便秘薬を買おうとして無遠慮な薬剤師さんの視線に辟易しました。せめて一度店頭で買ったならその時顔を確かめた事になるので、以降その人はIDなどで認証するだけでネットショッピングを¥¥¥n 利用できる事になれば良いと思いました。

私は薬剤師ですがネットで薬が買えなくなるというのは理解に苦しみます。ネット販売禁止の理由についても条件付きで販売可能な理由ばかりで、何らかの政治的圧力が働いているのではと勘ぐらざるを得ません。

薬剤師のいないコンビニでは買えて、薬剤師のいるネット店舗で買えないのは確かにおかしいです。

実家が古くからの個人薬局です。ネットや量販店などで安く買えるとやはり個人薬局はつらいです。でも、自分が働きながら中々薬局がやっている時間には買えない、薬剤師さんに聞けない等の時、ネットというのはとても便利です。できれば、そんな共働き夫婦には残して欲しい存在ですね

薬剤師からの要請が強いと聞いています。現状問題なくネット販売が行われているのを出来なくするのは、薬剤師を守る為としか思えません。厚生労働省は何を守ろうとしているのでしょうか？守りべき人に不便を強いる省令案の修正をして下さい。

一般用医薬品の規制に関する店舗運営者の声

○楽天出店店舗(医薬品の取り扱い有)店舗運営者からのアンケート回答(誤字等はそのまま)。

【販売者の声】

コメント
この規制は、どう見ても個人店潰しですよ。うちの店は、今回の規制がかかったら確実に廃業です！つまり失業者になる訳です。
小規模店が生き残る道は極めて困難ですので、行政は大きな権力、潤沢な財力のあるものの意見のみに耳を傾けるのではなく、力の弱い商業者、消費者の意見に真剣に耳を傾けて欲しいです。
大手のドラッグストアの進出で廃業される薬局、薬店が多いわけですが、私の店は活路をネットに求め廃業せずにやっています
我々日々健康増進を真剣に考えている薬局の苦肉の策で始めたネット販売が不可とは到底納得がいきません。
チェーンドラッグや 置き薬メーカーの言うことばかり聞かず 全国で苦しんでいる中小薬局のことも考えていただきたい。
今回規制緩和という名のもとに、にわか仕込みの登録販売者なるものを置くことでコンビニ等での医薬品販売を認めながら、一方では薬剤師におけるネット販売を認めないのはおかしいと思います。
伝統薬がこういった理由で次々と無くなってしまふこと自体日本文化の衰退とも考えます
現在、配置薬(置き薬)は、現実には訪問販売員が行かずに郵送で補充が行われています。(これは置き薬協会の弱みなんです。)また、地方の薬局は電話注文で送ることが非常に多いです。(これは薬剤師会の弱みなんです。)このような普段行われていることが、できなくなる
一方の団体だけの意見だけを聞いて全体「ネット業界、ネット利用者、国民全体」の意見を聞かないのは、平等ではないと思います。一番、損害を受ける人たちの意見を聞くべきだと思います。
昨年10月16日に締め切ったパブリックコメントの集計によると、賛成する意見は50件、反対意見は2303件、その他意見が23件で97%が規制反対意見ということが判明しています。今回の省令は国民の意見を無視した省令であり、行政手続法に違反するものです。即刻、省令を撤回または改正することを求めます。
ネットで自殺目的で大量購入したという1件を騒いでいるが、店頭で購入して自殺未遂を起こした事例は1件ではすまないはずで厚労省はなぜ件数を発表しない？
海外からの個人のネット購入の方を厳しく取り締まる事が先決ではないか。
医療福祉費の増大に歯止めをかけるためにもネットでの医薬品販売規制強化は止めるべき
昨今ネット販売の安全性が問われていますが、それは実店舗でも同じであって私達がお客様に対して説明を充分にしておいても誤った服用をされたら副作用的なことはあります。ですからネット販売だから安全性がない実店舗だから安全だというのはおかしい話だと思います。

お客様がどこの誰だか分からない場合も多い店頭販売よりも、個人情報を把握しているネット販売のほうがアフターフォローは確実だと感じている。
「この国で買えないならよその国で！」と購入者が安い輸入品に流れたらそれこそ危険だと思うのですが。
ネットで注文すると履歴が残り何時に何処で何を買ったかなどの管理ができるので困ったときには以前買ったお店に相談できる。
お客様の多くは1度は店頭で購入したことがあるものと同じ商品を時間の都合で買い物に出かけられないなどの理由でネットで購入してるようです。
大量購入、大量服用を問題にされておりますが、実店舗でも複数店を買いまわれれば同じ事では？ 配置薬の大量配置ははたして安全なのか？
薬を悪用する人は、ネットであろうがドラッグストアであろうがどんな方法を使ってでも入手して悪用します。なぜコンビニやドラッグストアが安全で、国家資格を持った我々薬剤師が行う通信販売のみが否定されるのか全く理解できません。
医薬品を適正に使用していただく為に、対面販売というのは有効ですが、インターネット等の通信販売も店舗側の努力で対面販売と同等のお客様とのやり取りは可能だと思います。
医療では、遠隔医療や電子カルテ、ネットレセプトの義務化など、ネットなくしては業務ができないようにしているのになぜ、販売だけ規制するのか理解に苦しむ。
セルフメディケーションを推進しながら、遠方の方や体が不自由な方からその方法を奪うのは何故でしょうか？
「セルフメデケーション」というが、資格者や行政の判断で、選択するのではなく、あくまでも、国民が、自らの判断で選択することでないのかと思う
厚生労働省が推進してこられたセルフメデケーションの主役は消費者(生活者)で或る事を加味しましてもこのような省令が発布されますと、矛盾が生じお客様の健康に弊害が発生することが考えられます。
最近になって、ご高齢者及び体の不自由な方がネット販売をご利用いただき、たいへん感謝されているのを感じておりますので、そのような方々にとって、せつかくの良い環境を壊してしまうのはどうかと思います。
「近所の薬局が無くなって困ってた」「買い物のたびに子供に車を出してもらうのが気が引ける」という声が驚くほど多く時代を感じる。こちらの想像以上に、社会的に必要とされお役に立てるという実感が非常に強い。
実店舗でもお年寄りが乳母車を押してやっとの思いでご来店される姿を見るにつけ、日本中の薬局で同じような光景があるのかと思うと、通販による医薬品の販売は今後より一層必要とされるであろうと感じる。
もっと喜ばれるのは高齢者からです。多くの高齢者が身体を考えて漢方薬を好まれます。
比較的街の中で生活されている方は薬を購入されやすいですが、田舎の方に行くに従って薬屋さん・ドラッグストアも近くに無く購入するのが容易くないです。(田舎に行くにつれて高齢者の方が多いのも現実ですし、また一番薬を必要としているのも高齢者の方々だと思います。

薬局・薬店が10 km圏内に不在の地域

⇒地図中の塗りつぶしの部分



平成19年度 第51表	衛生行政報告例 薬局数・無薬局町村数, 都道府県別	平成19年度末現在		
	薬局数			無薬局町村
	総数	開設者が自ら管理している薬局	開設者が自ら管理していない薬局	
全国	52539	8634	43905	186
北海道	2230	204	2026	37
青森	552	57	495	10
岩手	582	71	511	-
宮城	1098	89	1009	2
秋田	511	61	450	2
山形	494	53	441	3
福島	855	141	714	13
茨城	1112	199	913	1
栃木	758	106	652	1
群馬	711	142	569	7
埼玉	2326	265	2061	1
千葉	2187	250	1937	-
東京	5858	655	5203	5
神奈川	3310	369	2941	1
新潟	1051	84	967	4
富山	352	95	257	1
石川	388	102	286	-
福井	234	70	164	2
山梨	397	107	290	3
長野	848	85	763	18
岐阜	945	228	717	3
静岡	1613	370	1243	-
愛知	2862	1093	1769	1
三重	711	149	562	2
滋賀	470	83	387	3
京都	879	275	604	4
大阪	3437	657	2780	1
兵庫	2363	322	2041	-
奈良	492	142	350	11
和歌山	447	184	263	3
鳥取	266	40	226	1
島根	265	25	240	4
岡山	761	119	642	3
広島	1588	331	1257	-
山口	781	113	668	1
徳島	391	99	292	3
香川	477	69	408	-
愛媛	526	95	431	-
高知	390	104	286	6
福岡	2636	304	2332	2
佐賀	528	60	468	-
長崎	690	101	589	-
熊本	739	36	703	8
大分	528	63	465	1
宮崎	540	75	465	2
鹿児島	809	71	738	6
沖縄	551	221	330	10

一般用医薬品のインターネット販売における安全策について (業界ルール案)

説明資料

NPO法人日本オンラインドラッグ協会
楽天株式会社

平成21年2月24日

1

序 医薬品のネット販売の安全・安心を担保するために必要なこと

一般用医薬品のインターネット販売の安全・安心を担保するためには、インターネット販売に携わる薬店・薬局が取り組むべき対策を明確にする必要がある。しかしながら、現時点においては、一般用医薬品のインターネット販売の状況は十分に把握されているとはいえ、今後、より多くの事業者・関係者による検討が必要となると考えている。

そこで今回、業界全体が守るべきルールの検討のための素案として本案を提出するものである。本案改正薬事法で要求されている事項以外の事項については、今後、科学的視点から医薬品の安全性情報提供のあり方を評価しつつ、店舗販売における対応状況をふまえ、店舗販売・通信販売を問わず、販売経路全体の最善の販売体制を確立するという観点から具体的に対応内容を確定していくこととする。

■ 業界全体として取り組むべきこと

- ・ ネット販売の届出
- ・ 医薬品の陳列における安全策
- ・ 販売における安全策
- ・ 販売後の安全策
- ・ 安全策の実効性を担保する対策



明確化された業務手順
事業者による自主ガイドライン